

平成29年度

財政援助団体等監査報告書

地域ふれあい活動推進事業補助金補助事業者
(各地区(全9地区)ふれあい活動推進協議会)

三田市監査委員

三 監 第 84 号
平成 29 年 10 月 2 日

三 田 市 長 森 哲 男 様

三 田 市 監 査 委 員 永 徳 克 己

同 森 本 政 直

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

平成29年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

地域ふれあい活動推進事業補助金補助事業者(各地区(全9地区)ふれあい活動推進協議会)に対する主として平成28年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助等に係る部署(健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課)

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的とする。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定する。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	① 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 ② 補助金の交付に係る交付申請、交付決定、交付請求、実績報告及び確定等の一連の事務処理は、適切になされているか。 ③ 補助金の確定前交付がなされているものについて、その必要性が認められるか。
(2) 補助事業者における事務処理が適切になされないリスク	① 補助事業者における事務処理が適切になされるように内部統制が構築されているか。 ② 補助事業者に対して、必要な指導監督等がなされているか。 ③ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。
(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク	① 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適切になされているか。 ② 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適切なものか。

(4) 補助事業の有効性が失われているリスク	① 補助事業の効果が確認できるような実績報告書が提出されているか。また、十分な効果を上げているか。 ② 補助事業の内容に公益性、必要性が認められるか。 ③ 他の事業との重複、類似していないか。また、統合、廃止等の見直す必要のあるものはないか。
------------------------	---

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

平成29年5月1日から平成29年9月29日まで

第7 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められましたが、後述の指摘事項等については、速やかに、その改善等の措置を講じてください。

なお、指摘事項等は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
 ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
 また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 地域ふれあい活動推進事業補助金の概要

地域ふれあい活動推進事業補助金の補助対象事業、団体は、地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱において、次のとおりとなっています。

(1) 補助対象事業

地域ふれあい活動推進事業補助金の対象となる事業は、次に掲げる地域社会での互助及び安心して生活できる福祉のまちづくりの推進を目的とした事業となっています。

- ・ 福祉・保健ニーズの把握とネットワークづくりに関すること
- ・ 福祉・保健教育に関すること
- ・ 児童の愛護、育成指導及び相談に関すること
- ・ 関係機関及び関係団体との連絡及び協力に関すること
- ・ その他目的を推進するため必要と認めること

(2) 補助対象団体

地域ふれあい活動推進事業補助金の対象となる団体は、補助対象事業を推進することを目的に各地区に設置される次のふれあい活動推進協議会となっています。

- ・ 三田地区ふれあい活動推進協議会
- ・ 三輪地区ふれあい活動推進協議会
- ・ 広野地区ふれあい活動推進協議会
- ・ 小野地区ふれあい活動推進協議会
- ・ 高平地区ふれあい活動推進協議会
- ・ 藍地区ふれあい活動推進協議会
- ・ 本庄地区ふれあい活動推進協議会
- ・ フラワー地区ふれあい活動推進協議会
- ・ ウッディ・カルチャー地区ふれあい活動推進協議会

また、これらのふれあい活動推進協議会の沿革、目的、組織は、次のとおりとなっています。

ア 沿革

ふれあい活動推進協議会は、昭和63年に、藍・本庄地区において、青少年健全育成と地域福祉対策を目的とした「豊かな地域社会をつくる連絡協議会」が設置されたことから始まるもので、以来、これをモデルに市内各地区に設置され、住民一人ひとりが健康で生きがいをもって、安心して暮らすことのできる地域づくりを目的に、現在まで活発に活動が推進されています。

イ 目的

ふれあい活動推進協議会は、地域住民が力をあわせ、専門機関と協力しあいながら進める住民自身による自主的な活動を通じて、「誰もが安心して豊かに暮らす地域づくり」をめざすことを目的とされています。

ウ 組織

ふれあい活動推進協議会は、市内9地区（三田、三輪、広野、小野、高平、藍、本庄、

フラワー、ウッディ・カルチャー)で設置されており、それぞれ地域の特性にあわせた独自の事業が行われています。

主な構成員は、区長・自治会長、民生委員・児童委員、民生児童協力委員、老人クラブ役員、婦人会役員、健康推進員、地域ボランティアグループ等となっています。

また、各地区に設置されるふれあい活動推進協議会の事務局は、社会福祉法人 三田市社会福祉協議会が市内6か所の市民センター等に設置する地域福祉支援室内等に置かれています。

(3) 地域ふれあい活動推進事業補助金の交付状況

地域ふれあい活動推進事業補助金の交付の状況は、第1表 地域ふれあい活動推進事業補助金の交付額(確定額)状況表のとおりとなっています。

地域ふれあい活動推進事業補助金の交付額(確定額)の状況について、前年度と比較すると、全体での交付額が6,367千円で117千円(1.9%)の増となっています。

また、地区別での交付額は、三田地区ふれあい活動推進協議会が793千円で14千円(1.8%)の増、三輪地区ふれあい活動推進協議会が909千円で15千円(1.7%)の増、広野地区ふれあい活動推進協議会が481千円で6千円(1.3%)の増、小野地区ふれあい活動推進協議会が308千円で4千円(1.3%)の増、高平地区ふれあい活動推進協議会が366千円で3千円(0.8%)の増、藍地区ふれあい活動推進協議会が586千円で4千円(0.7%)の増、本庄地区ふれあい活動推進協議会が325千円で4千円(1.2%)の減、フラワー地区ふれあい活動推進協議会が1,144千円で30千円(2.7%)の増、ウッディ・カルチャー地区ふれあい活動推進協議会が1,455千円で45千円(3.2%)の増となっています。

第1表 地域ふれあい活動推進事業補助金の交付額(確定額)状況表

(単位：円、%)

補助事業者	平成28年度	前年度比	平成27年度	平成26年度
三田地区ふれあい活動推進協議会	793,000	1.8	779,000	770,000
三輪地区ふれあい活動推進協議会	909,000	1.7	894,000	889,000
広野地区ふれあい活動推進協議会	481,000	1.3	475,000	471,000
小野地区ふれあい活動推進協議会	308,000	1.3	304,000	306,000
高平地区ふれあい活動推進協議会	366,000	0.8	363,000	363,000
藍地区ふれあい活動推進協議会	586,000	0.7	582,000	580,000
本庄地区ふれあい活動推進協議会	325,000	△1.2	329,000	329,000
フラワー地区ふれあい活動推進協議会	1,144,000	2.7	1,114,000	1,093,000
ウッディ・カルチャー地区ふれあい活動推進協議会	1,455,000	3.2	1,410,000	1,379,000
合計	6,367,000	1.9	6,250,000	6,180,000

2 地域ふれあい活動推進事業補助金による事業の実施状況

地域ふれあい活動推進事業補助金による事業の実施状況は、下記のとおりとなっています。

(1) ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

ア 三田地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、理事会、役員会、部会(地域交流、広報・啓発活動、健康づくり、児童・障がい者支援、地域づくり)、広報誌発行、小地域つどい・サロン訪問・交流・補助、住民座談会、親子で遊ぼう、仮装ウォーキング、健康麻雀、友愛訪問、ひとり暮らし高齢者ふれあいのつどい、まごころ年賀状発送が実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、理事会、役員会、部会(地域交流、広報・啓発活動、健康づくり、児童・障がい者支援、地域づくり)、広報誌発行、小地域つどい・サロン訪問・交流・補助、親子で遊ぼう、仮装ウォーキング、健康交流ウォーキング、友愛訪問、ひとり暮らし高齢者ふれあいのつどい、まごころ年賀状発送が実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、理事会、役員会、部会(地域交流、広報・啓発活動、健康づくり、児童・障がい者支援、地域づくり)、広報誌発行、小地域つどい・サロン訪問・交流・補助、親子で遊ぼう、健康ウォーキング大会&ふれあい健康交流会、友愛訪問、ひとり暮らし高齢者ふれあいのつどい、まごころ年賀状発送、楽しく！健康に！講座が実施されています。

イ 三輪地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、理事会、役員会・部会(広報、ウォーキング、健康講座)・広報誌発行、ふれあい健康ウォーキング、健康講座、まごころ年賀状発送が実施されています。

また、校区活動として、三輪小学校区では理事会、小地域福祉活動支援、住民座談会、松が丘小学校区では役員会、小地域福祉活動支援、住民座談会、志手原小学校区では総会、役員会、理事会、部会(つながり部会、多世代交流部会、支え合い部会)、小地域福祉活動支援、サロンお世話役交流会、支え合い活動「すけっと志手原」(外出支援、生活支援、研修会)、ふれあい健康ウォーキング、多世代交流グラウンドゴルフ大会が実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、理事会、役員会、部会(広報、ウォーキング、健康講座)、広報誌発行、健康ウォーキング、健康講座、まごころ年賀状発送が実施されています。

また、校区活動として、三輪小学校区では小地域福祉活動支援、住民座談会、松が丘小学校区では役員会、小地域福祉活動支援、住民座談会、志手原小学校区では総会、役員会、理事会、部会(つながり部会、多世代交流部会、支え合い部会)、小地域福祉活動支援、生活支援ボランティアの立ち上げ、サロンお世話役交流会が実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、役員会、理事会、部会(広報、ウォーキング、健康講座)、広報誌発行、ふれあいイキイキ講座、健康ウォーキング大会、まごころ年賀状発送が実施されています。

また、校区活動として、三輪小学校区では小地域福祉活動支援、住民座談会、松が丘小学校区では小地域福祉活動支援、住民座談会、志手原小学校区では総会、役員会、理事会、部会

(つながり部会、多世代交流部会、支え合い部会)、小地域福祉活動支援、有馬富士共生センターまつり参加(パネル展示)、健康ふれあいウォーキング、ふれあいグランドゴルフ大会、サロンお世話役交流会、まごの手活動養成講座が実施されています。

ウ 広野地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、役員会、役員・理事会、部会(地域交流部会、広報部会、健康づくり部会)、ふれあい活動写真展示、研修会(認知症セミナー)、広報誌発行、小地域福祉活動支援・訪問、ふれあいすくすく教室、生活支援活動(まごころサポート広野)、住民座談会、夏休みふれあいカーニバル、福知山市上豊富福祉推進協議会視察受入、いきいき百歳体操、ひとり暮らし高齢者ふれあい交流会、ふれあいウォーキング、ふれあいグラウンドゴルフ大会、福祉施設訪問、友愛訪問、まごころ年賀状発送、ふれあいの日(ひろのぜんざい寄席)が実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、役員会、役員・理事会、部会(地域交流部会、広報部会、健康づくり部会)、ふれあい活動写真展示、研修会(認知症等研修会)、広報誌発行、小地域福祉活動支援・訪問、ふれあいすくすく教室、福知山市上豊富福祉推進協議会視察受入、生活支援活動「まごころサポート広野」、ひとり暮らし高齢者ふれあい交流会、住民座談会、ふれあいウォーキング、ふれあいグラウンドゴルフ大会、福祉施設訪問、友愛訪問、まごころ年賀状発送、ふれあいの日が実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、役員会、役員・理事会、部会(地域交流・ふれあい事業部会、広報・啓発事業部会、健康づくり事業部会、生活支援事業部会)、ふれあい活動写真展示、研修会(介助等研修会、介護予防講座「食事と栄養」)、小地域つどい補助、小地域福祉活動支援・訪問、ふれあいすくすく教室、生活支援活動「まごころサポート広野」上内神地区試行、住民座談会、ひとり暮らし高齢者ふれあい交流会、ふれあいウォーキング、グラウンドゴルフ大会、福祉施設訪問、友愛訪問、まごころ年賀状発送、ふれあいの日、広報誌発行が実施されています。

エ 小野地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、理事会、アンケート結果の広報に関する検討委員会、研修会(避難所支援体制づくりに向けて)、広報誌発行、高齢者交流会、まごころ年賀状発送、ご近助大作戦座談会、友愛訪問、小地域つどい・サロン活動助成、卒園・卒業お祝いコサージュ作りが実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、理事会、アンケート検討委員会、研修会(避難所運営ゲーム(HUG))、広報誌発行、高齢者交流会、まごころ年賀状発送、友愛訪問、よりよい地域づくりへのアンケート、小地域つどい・サロン活動助成、卒園・卒業お祝いコサージュ作りが実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、理事会、認知症を学ぶ会(認知症サポーター養成講座)、広報誌発行、高齢者交流会、まごころ年賀状発送、委員研修(市政出前講座災害対応ゲーム)、友愛訪問、卒園・卒業お祝いコサージュ作り、小地域つどい・サロン活動助成が実施されています。

オ 高平地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、役員会、理事会(ふれあい部会、生活支援部会含む。)、高齢者ふれあいのつどい(バスツアー)、子育て支援事業、三世代交流事業、子どもと高齢者のクリスマス交流会、生活支援ボランティアサポート高平準備会、まごころ年賀状発送、友愛訪問が実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、三役会、理事会(ふれあい部会、啓発・広報部会、生活支援部会含む。)、広報誌発行、高齢者ふれあいのつどい(バスツアー)、子育て支援事業、三世代交流事業、子どもと高齢者のクリスマス交流会、生活支援の取り組みに向けた研修・意見交換会、まごころ年賀状発送、友愛訪問が実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、三役会、理事会(ふれあい部会、啓発・広報部会、生活支援部会含む。)、広報誌発行、高齢者ふれあいのつどい(バスツアー)、子育て支援事業、委員研修(外出・生活支援の先進活動団体の話)、三世代交流事業、子どもと高齢者の交流会、友愛訪問、アンケート(外出(生活)支援の取り組みに向けて)、まごころ年賀状発送、小地域つどい・サロン活動補助が実施されています。

カ 藍地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、理事会、部会(高齢者、広報、出張サロン、子育て支援、サロンサポーター、健康ウォーキング)、藍地区委員研修(藍地区地域福祉計画)、藍地区委員研修(災害時避難行動要支援者支援制度)、出張サロン、高齢者ふれあい交流会、広報誌発行、サロンサポーター座談会、多世代健康ふれあいウォーキング、友愛訪問、子育て支援、多世代交流会、スマイルサロン、ボランティアアユート(外出支援活動、生活支援活動)が実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、理事会、部会(高齢者、広報、出張サロン、子育て支援、サロンサポーター)、藍地区委員研修(藍地区地区別計画の推進に向けて)、住民・委員研修(ボランティアのススメ)、出張サロン、高齢者ふれあい交流会、広報誌発行、サロンサポーター座談会、多世代健康ふれあいウォーキング、友愛訪問、子育て支援、多世代交流会、スマイルサロン、ボランティアアユート(外出支援活動、生活支援活動)が実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、理事会(高齢者、広報、出張サロン)、ボランティアアユート(外出支援活動、生活支援活動、交通安全研修)、藍地区委員研修、藍地区住民・委員研修(災害に強い福祉コミュニティ)、出張サロン、広報誌発行、高齢者ふれあい交流会、多世代健康ふれあいウォーキング、子育て支援、多世代交流会、スマイルサロン、サロンサポーター座談会、友愛訪問、まごころ年賀状発送が実施されています。

キ 本庄地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、理事会、住民座談会、広報誌発行、小地域つどい補助、小地域福祉活動支援、生活支援活動「まごの手本庄」、多世代交流(本庄オータムフェア)、長坂中学校アロマオイルマッサージ講習会、本庄ふれあいウォーキング、食事介助研修会(三田楽寿荘)、車いす介助研修・入所者交流(三田楽寿荘)、昔のあそび講習会(湊川短期大学)、子どもとのふれあいしめ縄づくり(本庄小学校)、まごころ年賀状発送、本庄ふれあい寄席、ふれあい友愛訪問、春の会食会、コミュニケーション麻雀ボランティア活動が実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、理事会、住民座談会、広報誌発行、小地域つどい補助、小地域福祉活動支援、生活支援活動(まごの手本庄)、多世代交流(本庄オータムフェア)、アロマオイルマッサージ講習会(長坂中学校、本庄幼稚園)、本庄ふれあいウォーキング、車いす介助研修・入所者交流(三田楽寿荘)、昔のあそび講習会(湊川短期大学)、子どもとのふれあいしめ縄づくり(本庄小学校)、まごころ年賀状発送、本庄ふれあい寄席、ふれあい友愛訪問、春の会食会が実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、理事会、住民座談会、広報誌発行、アロマオイルマッサージ講習会(長坂中学校)、多世代交流(本庄オータムフェア)、食事介助研修(楽寿荘)、車いす介助研修(楽寿荘)、ふれあいウォーキング、子どもとのふれあいしめ縄づくり(本庄小学校)、まごころ年賀状発送、本庄ふれあい寄席、ふれあい友愛訪問、春の会食会、小地域つどい・サロン活動補助が実施されています。

ク フラワー地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、協議会役員会、フラワーふれあいオープンカフェ、活動者交流会(グランドゴルフ、親睦会)、フラワータウン市民センターまつり参加(フラワーふれあいオープンカフェ、ウォーキング、赤い羽根共同募金)、ふれあい寄席、淡路市岩屋長浜町内会視察交流会が実施されています。

また、校区活動として、武庫小学校区では誕生日友愛訪問、子育て支援(おやこであそぼ)、健康増進(太極拳)、まごの手活動「武庫サポート」協力、まごころ年賀状発送、狭間小学校区ではふれあい喫茶、さち幼稚園交流、多世代交流事業、「カフェ狭間」協力、「ハサマまごの手スマイル」協力、弥生小学校区ではふれあいの集い、子育て教室、友愛訪問、シングルライフを楽しむ会、ランチサロン(弥生小学校児童との昼食会)、まごころ年賀状発送、児童養護施設視察研修、富士小学校区ではふれあいサロンようこそ、ふれあいバスツアー、友愛訪問、七夕まつり、クリスマス会、百円寄席、認知症講座、三世代交流グラウンドゴルフ大会が実施されています。

平成27年度は地区活動として、協議会役員会、フラワーふれあいオープンカフェ、活動者交流会(グランドゴルフ、親睦会)、フラワータウン市民センターまつり参加(フラワーふれあいオープンカフェ、ウォーキング、赤い羽根共同募金)、ふれあい寄席、宝塚市中山五月台6丁目「ささえあいシステムすけっと」視察交流会、川西グリーンハイツ地区福祉委員会「居場所いこい」視察交流会が実施されています。

また、校区活動として、武庫小学校区では誕生日友愛訪問、子育て支援(おやこであそぼ)、健康増進(太極拳)、ふれあいバスツアー、まごころ年賀状発送、狭間小学校区ではふれあい喫茶、七夕まつり(さち幼稚園交流)、多世代交流事業、「カフェ狭間」協力、「ハサマまごの手スマイル」協力、弥生小学校区ではふれあいの集い、多世代交流バス旅行、子育て教室、友愛訪問、シングルライフを楽しむ会、ランチサロン(弥生小学校児童との昼食会)、まごころ年賀状発送、富士小学校区ではふれあいサロンようこそ、ふれあいバスツアー、七夕まつり、クリスマス会、百円寄席、認知症講座、友愛訪問が実施されています。

平成26年度は地区活動として、協議役員会、枚方市山之上校区福祉委員会視察交流会、活動者交流会(グラウンドゴルフ、親睦会)、フラワータウン市民センターまつり参加(ふれあい

カフェ、赤い羽根共同募金、ウォーキング)、ふれあい寄席が実施されています。

また、校区活動として、武庫小学校区では誕生日友愛訪問、子育て支援(おやこであそぼ)、健康増進(太極拳、スポーツ吹き矢、フォークダンス)、ふれあいバスツアー、まごころ年賀状発送、狭間小学校区ではふれあい喫茶、さち幼稚園交流、多世代交流事業、「カフェ狭間」支援、「ハサマまごの手スマイル」支援、弥生小学校区ではふれあいの集い、子育て教室、友愛訪問、バスツアー、シングルライフを楽しむ会、アンケート調査、ランチサロン(弥生小学校児童との昼食会)、まごころ年賀状発送、富士小学校区ではふれあいサロンようこそ、バスツアー、七夕まつり、クリスマス会、百円寄席、認知症講座、友愛訪問が実施されています。

ケ ウッディ・カルチャー地区ふれあい活動推進協議会の事業の実施状況

平成28年度は地区活動として、総会、役員会、理事会、研修「イベント実施時の緊急対応」、ふれあい健康ウォーキング大会、健康づくり事業講習「自分の身体を知って脳を活性化」、「健康寿命をのぼそう」、ボランティアグループふきのとうクリスマス会、ミドルサロンが実施されています。

また、校区活動として、あかしあ台小学校区ではサロン喫茶、子育てサロン、夏休みラジオ体操、バスツアー、健康講座、ウォーキング、友愛訪問、ゆりのき台小学校区ではサロン、子育てサロン支援(ゆりのきこころん)、早朝ウォーキング、ふれあいバスツアー、ゆりのき創作展、すずかけ台小学校区ではサロン、子育てサロン、夏まつり、ふれあいバスツアー、けやき台小学校区ではサロン、子育てサロン、ふれあいの集い(高齢者)、夏休み子ども教室、ふれあいバスツアー、ふれあい作品展、学園小学校区ではサロン、夏まつり、ふれあいウォーキング、ふれあいコンサート、まちづくり連絡会参加、友愛訪問が実施されています。

平成27年度は地区活動として、総会、役員会、研修「体もこころもリフレッシュ」「誰でもできる運動を」、ふれあい健康ウォーキング大会、ボランティアグループふきのとうクリスマス会、ミドルサロンが実施されています。

また、校区活動として、あかしあ台小学校区ではサロン喫茶、子育てサロン、バスツアー、健康講座、ウォーキング、友愛訪問、ゆりのき台小学校区ではサロン、子育てサロン支援(ゆりのきこころん)、早朝ウォーキング、ふれあいバスツアー、ゆりのき創作展、すずかけ台小学校区ではサロン、子育てサロン、天体観測、夏まつり、ふれあいバスツアー、スポーツフェスタ、けやき台小学校区ではサロン、子育てサロン、ふれあいの集い(高齢者)、夏休み子ども教室、ふれあいバスツアー、ふれあい作品展、学園小学校区ではサロン、夏まつり、ふれあいウォーキング、バスツアー、落語会、まちづくり連絡協議会参加、友愛訪問が実施されています。

平成26年度は地区活動として、総会、役員会、理事会、研修「応急手当(AED)講習」「阿倍野防災センター」、ふれあい健康ウォーキング大会、ニュースポーツ教室、ボランティアグループふきのとうクリスマス会、ミドルサロンが実施されています。

また、校区活動として、あかしあ台小学校区ではサロン喫茶、子育てサロン、友愛訪問、健康講座、ウォーキング、ゆりのき台小学校区ではサロン、子育てサロン支援(ゆりのき

こころん)、早朝ウォーキング、落語、バスツアー、ゆりのき創作展、すずかけ台小学校区ではサロン、子育てサロン、夏休み親子教室、夏まつり、天体観測、バスツアー、すずかけカーニバル、地域各種団体座談会、けやき台小学校区ではサロン、子育てサロン、ふれあいの集い(高齢者)、夏休み子ども教室、ふれあいバスツアー、ふれあい研修、学園小学校区ではサロン、夏まつり、ふれあいコンサート、ふれあいウォーキング、まちづくり連絡会参加、友愛訪問、地域防災訓練、春の見学ツアーが実施されています。

(2) 地域ふれあい活動推進事業補助金による小地域つどい・サロンの実施状況

地域ふれあい活動推進事業補助金による小地域つどい・サロンの実施状況は、第2表 地域ふれあい活動推進事業補助金による小地域つどい・サロン実施状況表のとおりとなっています。

地域ふれあい活動推進事業補助金による小地域つどい・サロンの実施状況について、前年度と比較すると、全体での実施回数が2,196回で354回(19.2%)の増となっています。

また、地区別での地域ふれあい活動推進事業補助金による小地域つどい・サロンの実施状況は、三田地区ふれあい活動推進協議会が225回で97回(75.8%)の増、三輪地区ふれあい活動推進協議会が224回で25回(12.6%)の増、広野地区ふれあい活動推進協議会が124回で18回(17.0%)の増、小野地区ふれあい活動推進協議会が19回で増減なし、高平地区ふれあい活動推進協議会が93回で1回(1.1%)の減、藍地区ふれあい活動推進協議会が256回で23回(9.9%)の増、本庄地区ふれあい活動推進協議会が49回で1回(2.0%)の減、フラワー地区ふれあい活動推進協議会が832回で1回(0.1%)の減、ウッディ・カルチャー地区ふれあい活動推進協議会が374回で194回(107.8%)の増となっています。

第2表 地域ふれあい活動推進事業補助金による小地域つどい・サロン実施状況表 (単位：回、%)

補 助 事 業 者	平成 28 年 度		平成 27 年 度	平成 26 年 度
		前年度比		
三田地区ふれあい活動推進協議会	225	75.8	128	126
三輪地区ふれあい活動推進協議会	224	12.6	199	218
広野地区ふれあい活動推進協議会	124	17.0	106	94
小野地区ふれあい活動推進協議会	19	0.0	19	20
高平地区ふれあい活動推進協議会	93	△1.1	94	92
藍地区ふれあい活動推進協議会	256	9.9	233	116
本庄地区ふれあい活動推進協議会	49	△2.0	50	49
フラワー地区ふれあい活動推進協議会	832	△0.1	833	733
ウッディ・カルチャー地区ふれあい活動推進協議会	374	107.8	180	110
合 計	2,196	19.2	1,842	1,558

3 指摘事項等

(1) 補助事業者等における会計処理について

補助事業者等(地域ふれあい活動推進事業補助金の交付を受けて当該事業を実施する者をいう。以下同じ。)における会計処理について、当該補助事業に係る収入伝票、支出伝票に当該収入、支出が代表者等による承認がなされたものであることの証としての押印がなされていないものがありました。

また、当該補助事業の実施に当たって補助事業者等が参加者負担金等を収入した際の収入伝票及びこれを支出した際の支出伝票が作成されていないものがありました。

補助事業者等における会計処理に係る内部統制の観点から、収入伝票、支出伝票については当該収入、支出が代表者等による承認がなされたものであることの証として押印するとともに、参加者負担金等についても出納を明らかにするため収入伝票、支出伝票を作成するように補助事業者等に対して指導してください。

(2) 補助事業者等における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者等から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。

報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者等に対して指導してください。

(3) 補助金等実績報告書において計上されている支出について

補助金等実績報告書において計上されている支出について、下記のとおり、領収書等に不備のあるもの、当該事業との関連性・必要性等に疑義のあるものがありました。

- ・ 領収書に領収者が記載されていないもの
- ・ 添付された領収書等から購入等した内容(物品名・数量等)が確認できないもの
- ・ 支出に当たって、地域ふれあい活動推進事業補助金又は補助事業者等の自主財源のいずれを充当したのか確認できないもの
- ・ 当該年度に属さない経費を支出しているもの(前年度に納入された商品代金を支出しているもの、翌年度に使用する会議室の使用料を支出しているもの、年度末に大量の切手等代金を支出しているもの、保険契約期間が年度末をまたぐ保険料を支出しているもの等)
- ・ 役員等の昼食代等を支出しているもの
- ・ 市公共施設に対する謝礼品代金又は謝礼金を支出しているもの
- ・ 関係団体への補助金等の使途が確認できないもの

補助金等実績報告書において計上されている支出の審査にあたっては、支出に係る領収書等が適正なものであるか審査するとともに、当該事業内容と支出内容の関連性・必要性等に

についても審査するようにしてください。

また、これらの支出については、再度、実績報告の審査及び補助金等の額の確定を行う等しかるべき措置を講じてください。

(4) 参加者負担金等を徴収する場合の補助金等の精算について

三田市補助金等交付規則第3条において「市長は、毎年度予算の範囲内で、補助事業等の実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。」とされていることから、当該補助事業の実施に当たって補助事業者等が参加者負担金等を徴収する場合には、まず、当該参加者負担金等を当該補助事業等の実施に要した経費に充当した後に当該補助金等を充当して精算すべきであると考えられます。

当該補助事業の実施に当たって補助事業者等が参加者負担金等を徴収する場合の補助金等の精算について検討・整理するとともに、補助事業者等に対して周知・徹底を図ってください。

(5) 補助金等の確定前交付について

三田市補助金等交付規則第14条において「市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後に、補助金等を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。」とされているとともに、補助金等の額の確定前に交付(以下「確定前交付」という。)する場合には、交付決定額の90%以内において2回を超えない範囲内を原則とされているところ、補助事業者等において当該補助金の交付決定額の20%以上の留保資金を有しているにもかかわらず交付決定額の全額を確定前交付されているものがありました。

確定前交付については、各補助事業者等の状況に応じて個別に判断するとともに、交付決定額の全額を確定前交付する必要性についても検討してください。

(6) 地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱について

三田市補助金等交付規則第21条において「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」とされているところ、地域ふれあい活動推進事業補助金の交付に当たって必要な事項を定めるものとして地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱が定められていましたが、当該交付要綱には補助対象経費に関する規定が定められていない等、当該補助金の適正な運用に当たって必要と考えられる事項が網羅されていませんでした。

地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱については、当該補助金の適正な運用に当たって必要と考えられる事項を網羅しているものとなるように見直すとともに、必要に応じて、補助事業者等への説明資料としてガイドブックを作成する等所要の整備を行ってください。

(7) 地域ふれあい活動推進事業補助金の補助率について

三田市においては、既存の補助金の適正化や新しい補助金を創設する場合の指針を示し、より適正で透明性の高い補助金制度を継続的に確立するために平成28年5月に「補助金等見直し

ガイドライン」を策定されており、この中で、補助対象経費に占める補助金等の額の割合（以下「補助率」という。）は、原則として2分の1以下を基準とすることとされているところ、平成28年度の各地区（全9地区）のふれあい活動推進協議会に対する地域ふれあい活動推進事業補助金の補助率をみると、2分の1以下となっている地区は2地区のみとなっていました。

補助率については補助事業者等が参加者負担金等を徴収することにより引下げることが可能であるとともに、これによってより多くの事業を行うことが可能となることから、補助事業の実施に当たっての参加者負担金等の徴収の基準を設ける等、補助率の適正化、事業の活性化に向けて検討してください。

(8) 地域ふれあい活動推進事業について

地域ふれあい活動推進事業については、各地区のふれあい活動推進協議会に交付されている地域ふれあい活動推進事業補助金を活用して、お祭り、バスツアー、カフェ、座談会、交流会、研修会等の多種多様な事業が実施されていました。

しかしながら、これらの事業の中には、三田市から別途各地区に交付されているふるさと地域交付金を活用して実施されている事業と類似しているものがありました。

地域ふれあい活動推進事業補助金のように多種多様な事業の経費に充当できるものについては、ふるさと地域交付金等の他の補助金等との役割分担が明確になるように補助対象事業を整理しておくことが必要ですが、補助金等交付事務の省力化、事業の効率化、事業の継続性（担い手の確保）等の観点からすると、類似する補助事業を統廃合することによって整理することも可能ですので、これらを踏まえて整理してください。

また、各地区のふれあい活動推進協議会において実施されている多種多様な事業の中には、実施に当たり関係機関への許認可手続等が必要となるものがあることから、これらの手続について遺漏が生じないように補助事業者等に対して指導してください。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	29	98

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	補助事業者等における会計処理について
指摘内容	<p>補助事業者等における会計処理について、当該補助事業に係る収入伝票、支出伝票に当該収入、支出が代表者等による承認がなされたものであることの証としての押印がなされていないものがありました。</p> <p>また、当該補助事業の実施に当たって補助事業者等が参加者負担金等を収入した際の収入伝票及びこれを支出した際の支出伝票が作成されていないものがありました。</p> <p>補助事業者等における会計処理に係る内部統制の観点から、収入伝票、支出伝票については当該収入、支出が代表者等による承認がなされたものであることの証として押印するとともに、参加者負担金等についても出納を明らかにするため収入伝票、支出伝票を作成するように補助事業者等に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成29年10月2日、ふれあい活動推進協議会各地区会長をはじめ、会計、監査役等役員に参集していただき、ふれあい活動推進事業補助金に対する説明会を開催しました。今回の監査報告書の説明と監査結果を受けて作成したガイドラインに基づき、補助金の運用について、会計処理での留意点など、今回ご指摘を受けた点について説明を行いました。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	29	99

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	補助事業者等における源泉徴収について
指摘内容	<p>所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者等から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。</p> <p>報酬・料金等の支払に当たっては源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者等に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成29年10月2日、ふれあい活動推進協議会各地区会長をはじめ、会計、監査役等役員に参集していただき、ふれあい活動推進事業補助金に対する説明会を開催しました。今回の監査報告書の説明と監査結果を受けて作成したガイドラインに基づき、補助金の運用について、会計処理での留意点など、今回ご指摘を受けた点について説明を行いました。</p> <p>源泉徴収についても、ふれあい活動推進協議会は源泉徴収義務者となり、個人の講演者等への報酬は源泉徴収の対象になる旨説明しました。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
		29

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	補助金等実績報告書において計上されている支出について
指摘内容	<p>補助金等実績報告書において計上されている支出について、下記のとおり、領収書等に不備のあるもの、当該事業との関連性・必要性等に疑義のあるものがありました。</p> <p>領収書に領収者が記載されていないもの 添付された領収書等から購入等した内容(物品名・数量等)が確認できないもの 支出に当たって、地域ふれあい活動推進事業補助金又は補助事業者等の自主財源のいずれを充当したのか確認できないもの 当該年度に属さない経費を支出しているもの(前年度に納入された商品代金を支出しているもの、翌年度に使用する会議室の使用料を支出しているもの、年度末に大量の切手等代金を支出しているもの、保険契約期間が年度末をまたぐ保険料を支出しているもの等) 役員等の昼食代等を支出しているもの 市公共施設に対する謝礼品代金又は謝礼金を支出しているもの 関係団体への補助金等の使途が確認できないもの</p> <p>補助金等実績報告書において計上されている支出の審査にあたっては、支出に係る領収書等が適正なものであるか審査するとともに、当該事業内容と支出内容の関連性・必要性等についても審査するようにしてください。</p> <p>また、これらの支出については、再度、実績報告の審査及び補助金等の額の確定を行う等しかるべき措置を講じてください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成29年10月2日、ふれあい活動推進協議会各地区会長をはじめ、会計、監査役等役員に参集していただき、ふれあい活動推進事業補助金に対する説明会を開催しました。今回の監査報告書の説明と監査結果を受けて作成したガイドラインに基づき、補助金の運用について、会計処理での留意点など、今回ご指摘を受けた点について説明を行いました。</p> <p>実績報告書については、今後各地区ごとに領収書の不備や事業内容の確認が必要なもの等についてヒアリングを行い、再度審査を行います。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

＜留意事項＞

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	29	101

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	参加者負担金等を徴収する場合の補助金等の精算について
指摘内容	<p>三田市補助金等交付規則第3条において「市長は、毎年度予算の範囲内で、補助事業等の実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。」とされていることから、当該補助事業の実施に当たって補助事業者等が参加者負担金等を徴収する場合には、まず、当該参加者負担金等を当該補助事業等の実施に要した経費に充当した後に当該補助金等を充当して精算すべきであると考えられます。当該補助事業の実施に当たって補助事業者等が参加者負担金等を徴収する場合の補助金等の精算について検討・整理するとともに、補助事業者等に対して周知・徹底を図ってください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成29年10月2日、ふれあい活動推進協議会各地区会長をはじめ、会計、監査役等役員に参集していただき、ふれあい活動推進事業補助金に対する説明会を開催しました。今回の監査報告書の説明と監査結果を受けて作成したガイドラインに基づき、補助金の運用について、会計処理での留意点など、今回ご指摘を受けた点について説明を行いました。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
		29

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	補助金等の確定前交付について
指摘内容	<p>三田市補助金等交付規則第14条において「市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後に、補助金等を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。」とされているとともに、補助金等の額の確定前に交付(以下「確定前交付」という。)する場合については、交付決定額の90%以内において2回を超えない範囲内を原則とされているところ、補助事業者等において当該補助金の交付決定額の20%以上の留保資金を有しているにもかかわらず交付決定額の全額を確定前交付されているものがありました。</p> <p>確定前交付については、各補助事業者等の状況に応じて個別に判断するとともに、交付決定額の全額を確定前交付する必要性についても検討してください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成29年10月2日、ふれあい活動推進協議会各地区会長をはじめ、会計、監査役等役員に参集していただき、ふれあい活動推進事業補助金に対する説明会を開催しました。今回の監査報告書の説明と監査結果を受けて作成したガイドラインに基づき、補助金の運用について、会計処理での留意点など、今回ご指摘を受けた点について説明を行いました。</p> <p>確定前交付についても、原則としての制度の説明を行いました。今後ヒアリングにおいて、各地区の状況を把握するなかで、確定前交付の実施の可否について検討していきます。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

＜留意事項＞

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	29	103

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱について
指摘内容	<p>三田市補助金等交付規則第21条において「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」とされているところ、地域ふれあい活動推進事業補助金の交付に当たって必要な事項を定めるものとして地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱が定められていましたが、当該交付要綱には補助対象経費に関する規定が定められていない等、当該補助金の適正な運用に当たって必要と考えられる事項が網羅されていませんでした。</p> <p>地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱については、当該補助金の適正な運用に当たって必要と考えられる事項を網羅しているものとなるように見直すとともに、必要に応じて、補助事業者等への説明資料としてガイドブックを作成する等所要の整備を行ってください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>ガイドラインについては作成し、平成29年10月2日に開催したふれあい活動推進事業補助金に対する説明会において、ふれあい活動推進協議会各地区会長をはじめ、会計、監査役等役員に対して説明を行いました。</p> <p>補助金交付要綱については、今後行う各地区へのヒアリング等も勘案し、見直しを行います。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
		29

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	地域ふれあい活動推進事業補助金の補助率について
指摘内容	<p>三田市においては、既存の補助金の適正化や新しい補助金を創設する場合の指針を示し、より適正で透明性の高い補助金制度を継続的に確立するために平成28年5月に「補助金等見直しガイドライン」を策定されており、この中で、補助対象経費に占める補助金等の額の割合(以下「補助率」という。)は、原則として2分の1以下を基準とすることとされているところ、平成28年度の各地区(全9地区)のふれあい活動推進協議会に対する地域ふれあい活動推進事業補助金の補助率をみると、2分の1以下となっている地区は2地区のみとなりました。</p> <p>補助率については補助事業者等が参加者負担金等を徴収することにより引下げることが可能であるとともに、これによってより多くの事業を行うことが可能となることから、補助事業の実施に当たっての参加者負担金等の徴収の基準を設ける等、補助率の適正化、事業の活性化に向けて検討してください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成29年10月2日、ふれあい活動推進協議会各地区会長をはじめ、会計、監査役等役員に参集していただき、ふれあい活動推進事業補助金に対する説明会を開催しました。今回の監査報告書の説明と監査結果を受けて作成したガイドラインに基づき、補助金の運用について、会計処理での留意点など、今回ご指摘を受けた点について説明を行いました。</p> <p>また、各地区でのヒアリングにおいても、参加費負担金等の徴収については指導し、適正な補助率、事業の活性化につながるよう検討を行います。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

＜留意事項＞

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	29	105

監査結果報告日	平成29年10月2日 監査結果報告
対象監査	平成29年度財政援助団体等監査
対象部署等	健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課
対象事項	地域ふれあい活動推進事業について
指摘内容	<p>地域ふれあい活動推進事業については、各地区のふれあい活動推進協議会に交付されている地域ふれあい活動推進事業補助金を活用して、お祭り、バスツアー、カフェ、座談会、交流会、研修会等の多種多様な事業が実施されていました。しかしながら、これらの事業の中には、三田市から別途各地区に交付されているふるさと地域交付金を活用して実施されている事業と類似しているものがありました。</p> <p>地域ふれあい活動推進事業補助金のように多種多様な事業の経費に充当できるものについては、ふるさと地域交付金等の他の補助金等との役割分担が明確になるように補助対象事業を整理しておくことが必要ですが、補助金等交付事務の省力化、事業の効率化、事業の継続性(担い手の確保)等の観点からすると、類似する補助事業を統廃合することによって整理することも可能ですので、これらを踏まえて整理してください。</p> <p>また、各地区のふれあい活動推進協議会において実施されている多種多様な事業の中には、実施に当たり関係機関への許認可手続等が必要となるものがあることから、これらの手続について遺漏が生じないように補助事業者等に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	平成29年10月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>作成したガイドラインの中に、関係機関への許認可手続等が必要となるものとして、バスツアーやカフェについて記載するとともに、「「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて(通知)」(平成29年7月28日観産第173号)に関する参考資料」を配布し説明を行いました。</p> <p>他の補助金等との役割分担については、今後のふるさと地域交付金の動向を踏まえて、整理検討していきます。</p>
改善措置公表日	平成29年10月30日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。